2025 年 5 月 29 日

企業会計基準委員会　御中

PwC Japan 有限責任監査法人 品質管理本部
コーポレート・レポーティング・サービス部

# 実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

貴委員会から公表されました実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）について、コメントを表明する機会をいただき御礼申し上げます。

私どもの意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

記

貴委員会の本公開草案について、適用範囲に示されているように、転売を想定せず実需に基づいて需要家が取得する非化石価値の性質や取引条件等を前提に、当面の取扱いを定める本公開草案の方向性を支持する。

しかしながら、実務における新基準の円滑な導入の観点から、いくつかご検討いただきたい点があるため、本公開草案に付された質問項目に対する意見について、以下に記載する。

**質問１（実務上の取扱いに関する質問）**

| |
|---|
| 本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。 |

【意　見】

本公開草案における会計処理の考え方について、同意する。ただし、本公開草案における非化石価値取引の会計処理について、以下の点を明らかにしていただきたい。

１．以下の項目に関する表示科目

（１）需要家が発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積

ることが可能になった時点において計上する対価の支払義務に係る負債（本公開草案第５項）

（２）非化石価値を受け取る権利に係る費用（本公開草案第４項）

２．卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回ることにより需要家が受け取る対価について費用から減額する場合の借方科目の取扱い（本公開草案第６項）

【理　由】

１．表示科目

（１）負債

本公開草案では、発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、その金額を合理的に見積ることが可能となった時点で費用処理し、対価の支払義務に係る負債を計上することとされているが（本公開草案第４項、第５項）、当該負債について表示科目が定められていない。

当該負債について、「対価の支払義務に係る負債」として金融負債（移管指針第９号「金融商品会計に関する実務指針」第５項、第７項）の性質を有するとする考え方や、将来費用の見積りとして引当金の性質を有するとする考え方など、複数の考え方が想定される。

例えば、金融負債と引当金では、表示だけでなく、外貨換算や求められる開示が異なるため、適用時の実務の混乱を回避するために考え方を明らかにしていただきたい。

また、契約によって個別の判断を要する場合には、当該負債の性質を判断するための指標等を示すことを検討いただきたい。

（２）費用

本公開草案では、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点で費用処理することとされているが（本公開草案第４項）、当該費用の具体的な会計処理については明らかにされていない。

例えば、需要家が製造会社であって、製造ラインで使用する別途調達する再生可能電力でない電力と組み合わせることにより、非化石価値を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき削減された温室効果ガスの排出量として報告すること等に利用する場合、当該費用について製造原価を通じて棚卸資産等の資産勘定に反映されるなど、期間費用以外の会計処理となる可能性があるか確認したい。

２．対価を費用から減額する場合の借方科目の取扱い

本公開草案では、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回ることにより、需要家が対価を受け取るときは、当該対価を費用から減額するとされているが（本公開草案第６項）、借方科目の取扱いについては、明らかにされていない。契約条件によっては、需要家は、発電事業者から対価を受け取る権利を資産として認識することになると考えられる。この場合、当該資産の認識時点は、本公開草案第５項の負債を認識する時点と同じ考え方でよいか、また、

当該資産の性質について、金融資産であるか否かを明らかにしていただきたい。

**質問４（現在検討されている制度変更の可能性への対応に関する質問）**

| |
|---|
| 現在検討されている制度変更の可能性への対応として(1)及び(2)の考え方に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。 |

【意　見】

現在検討されている制度変更により親会社の口座で管理された非化石価値について、その子会社も利用可能となった場合を想定して検討を進めることに同意する。

ただし、「『非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）』の公表」（以下「公表にあたって」という。）の質問 4(1)で示されている、「親会社は本公開草案における需要家として取り扱うことが考えられる」については、その意図する会計処理の考え方が明確でないため、今後の検討において、親会社の会計処理の方法も含め、明らかにしていただきたい。

【理　由】

本公開草案 BC5 項では、「当該親会社は本実務対応報告における需要家（第 3 項(2)参照）として取り扱うことが考えられる」としているが、具体的な説明がないため、制度変更が確定した場合、実務において、その取扱いに多様性が生じることが懸念される。そのため、その意図する会計処理の考え方について、以下の点を明確にしていただきたい。

- 実質的な需要家は子会社であると考えられるところ、親会社を「需要家」として取り扱うとした根拠は何か
- 親会社を「需要家」として取り扱う場合、親会社は、本公開草案第 4 項に従い、発電により生じた非化石価値を受け取る権利について金額を合理的に見積ることが可能となった時点において費用処理を行うことが意図されているか
- 親会社を「需要家」として取り扱う場合、親会社が非化石価値を電力事業者から購入したものとして取り扱うことを想定しているものと考えられる。この場合、公表にあたっての質問 4(2)では、「親会社とその子会社との間の取引については、両者の合意内容に基づき会計処理を行うことが考えられる」とされているが、当該親会社が参照することが想定される会計基準等として何が意図されているか

以　上